

「誰も自殺に追い込まれることのない富良野市の実現」を目指して

富良野市自殺対策計画

2019（平成31）年3月

富良野市

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の数値目標
- 5 計画の推進

第2章 富良野市の現状と課題

- 1 自殺者数・自殺率の推移
- 2 性・年代別の自殺者数及び割合
- 3 性・年齢・職業・同居人の有無別に見た概要
- 4 富良野市の自殺の特徴
- 5 富良野市の自殺の特性の評価と重点施策について
 - 勤務・経営者関連資料
 - 高齢者関連資料
 - 生活困窮者関連資料

第3章 自殺対策における取り組み

- 1 基本施策
 - (1) 自殺対策を支える人材育成
 - (2) 生きることの促進要因への支援
 - (3) 地域におけるネットワークの強化
 - (4) 住民への啓発と周知
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 2 重点施策
 - (1) 勤務・経営者への支援
 - (2) 高齢者への支援
 - (3) 生活困窮者への支援

第4章 計画の進行管理

○資料編

- 1 策定経過
- 2 富良野市自殺対策計画策定委員会
 - (1) 富良野市自殺対策計画策定委員会設置要綱
 - (2) 富良野市自殺対策計画策定委員会委員名簿
- 3 富良野市自殺対策計画に関する市民意見など

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

2006 年（平成 18 年）10 月に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

富良野市においては、年により変動があり毎年 4 人程度の方が自殺に追い込まれているという状況です。

このような状況の中で、2016 年（平成 28 年）4 月には基本法が一部改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」として、施策が拡充されました。また、2017 年（平成 29 年）7 月には自殺対策の指針である新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

富良野市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めて行く中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「大切ないのちを守るため、気づき、つなぎ、見守りで自殺者数を減少させる」ことを目指し、計画を策定することとしました。

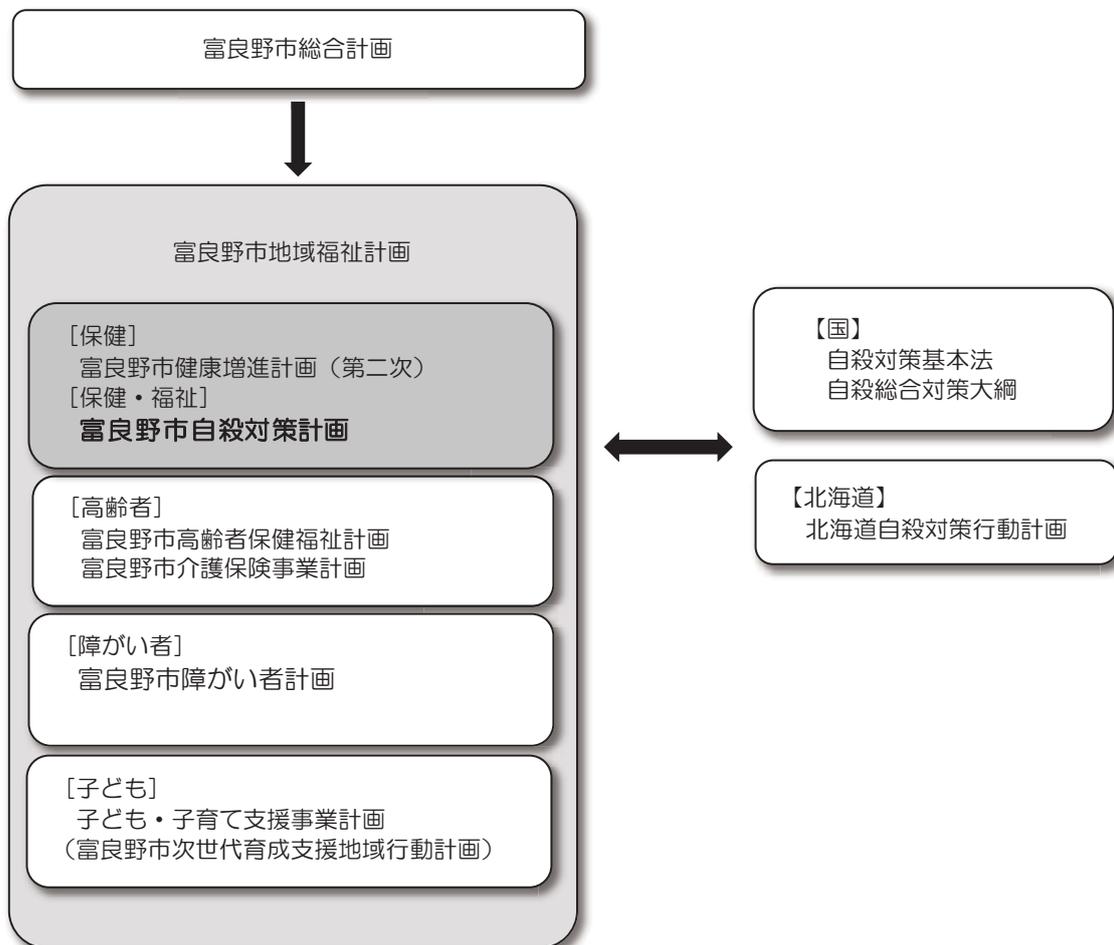
2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、富良野市の状況に応じた自殺対策を進めるために策定するものです。

自殺総合対策大綱の基本理念に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにします。

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、さまざまな分野の施策と連携する必要があります。そのため、富良野市の「富良野市健康増進計画（第二次）」や「北海道自殺対策行動計画」など、関連する計画との整合を図っています。

≪ 富良野市自殺対策計画と他計画との関係 ≫



3 計画の期間

この計画の期間は2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

《 富良野市自殺対策計画の計画期間 》



4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱において、2026年までに自殺率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げています。

富良野市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない富良野市の実現」を目指し、重点施策における項目の評価指標とします。

5 計画の推進

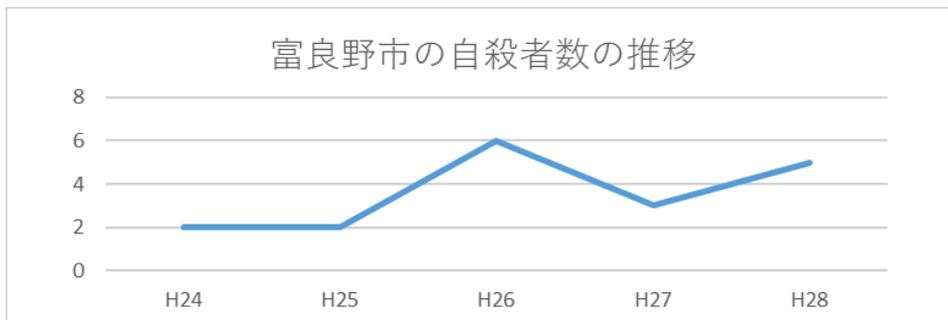
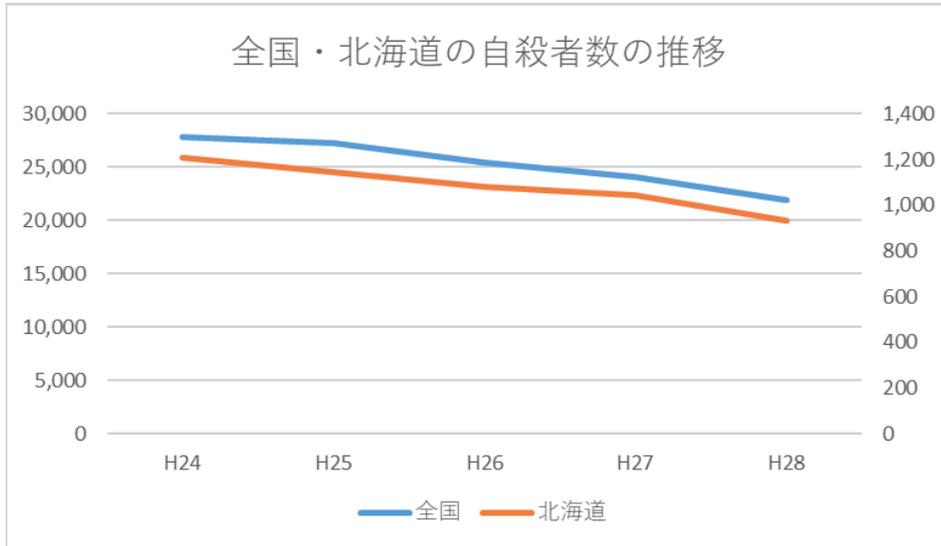
本計画で示す目標を達成するためには、着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況の確認・評価を行います。

なお、評価にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、施策・事業を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて本計画の推進を図っていきます。

第2章 富良野市の現状と課題

1 自殺者数・自殺率の推移

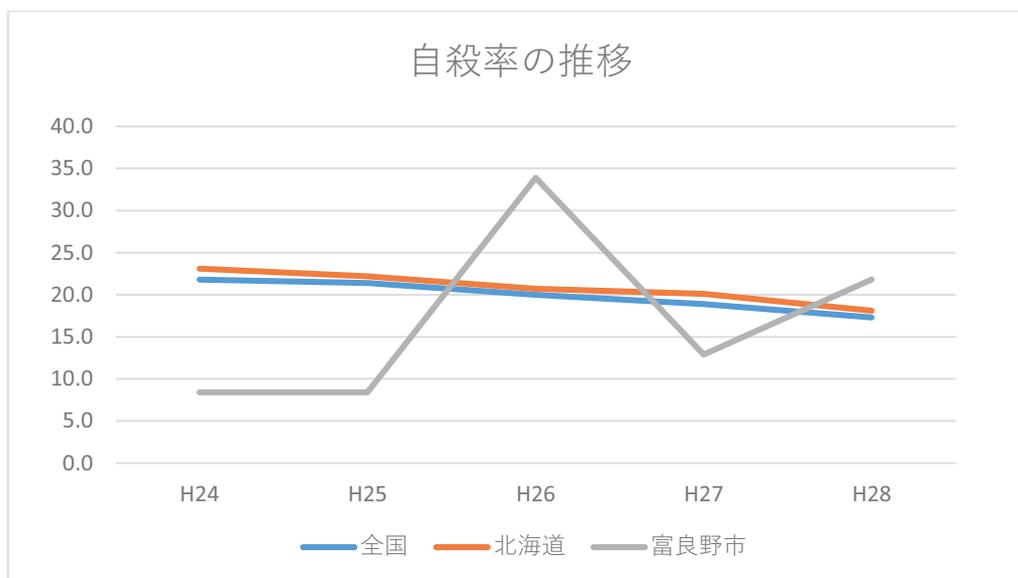
全国、北海道の自殺者数及び自殺率は平成24年以降減少傾向ですが、富良野市では2～6人の間で増減を繰り返しています。



自殺者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	合計	平均
全国	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897	126,490	25,298.0
北海道	1,206	1,145	1,080	1,045	930	5,406	1,081.2
富良野市	2	2	6	3	5	18	3.6

※人口動態統計 自殺者数



自殺率の推移

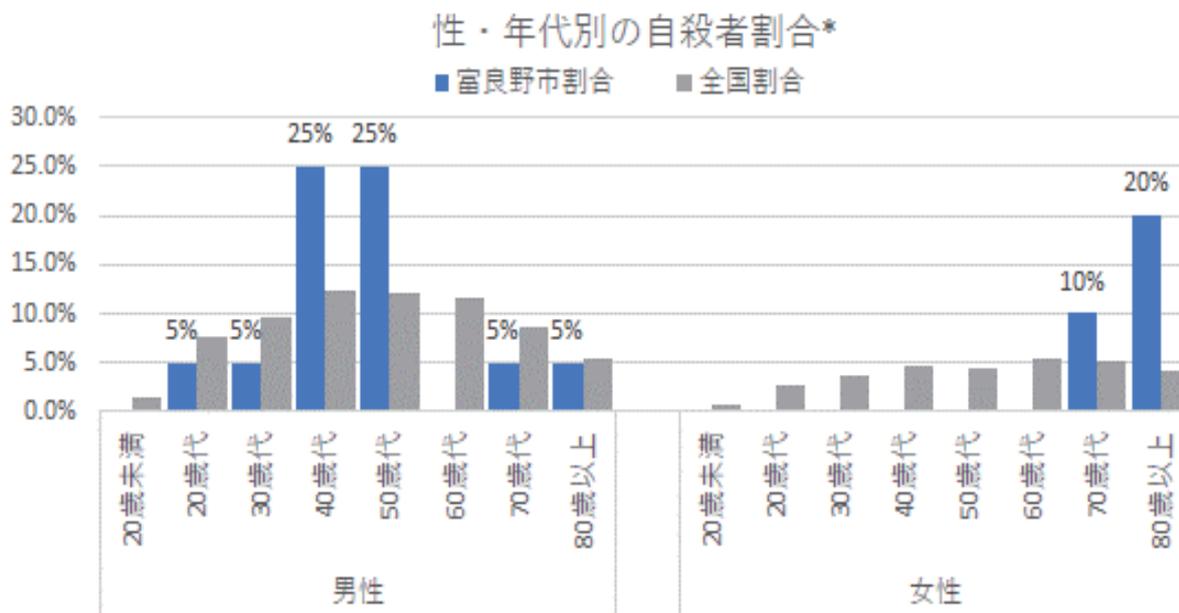
	H24	H25	H26	H27	H28	平均
全国	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3	19.9
北海道	23.1	22.2	20.7	20.1	18.1	20.8
富良野市	8.4	8.4	33.9	12.9	21.8	17.1

※自殺率とは、自殺者数を地域の人口で割った値に10万をかけ、人口10万人当たりの人口に換算した数値です。

※人口動態統計（厚生労働省）は、日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上しています。自殺統計（警察庁）は、総人口（日本における外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。

2 性・年代別の自殺者数及び割合

富良野市の性別の自殺者数は全国と同様に男性が多く、年代別では男性が40～50歳代、女性は70歳代以上が全国より高い結果となっています。



富良野市の性・年齢別の自殺者数

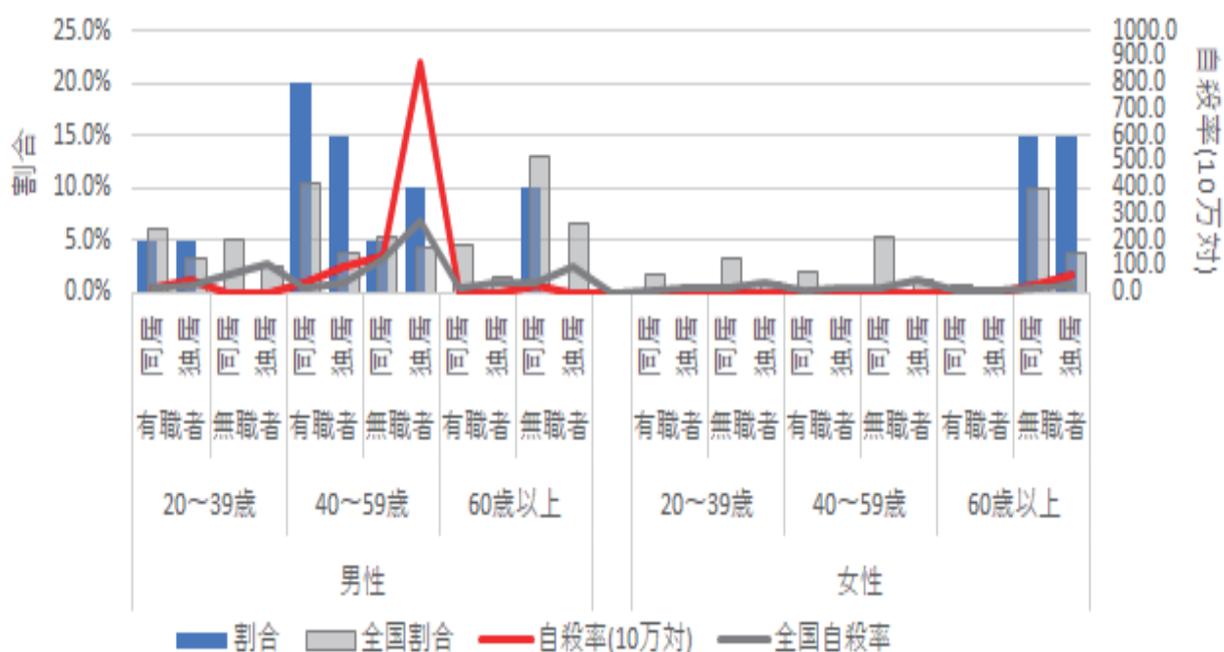
年齢別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	1	1	5	5	0	1	1	14
女性	0	0	0	0	0	0	2	4	6

※自殺統計 自殺者数

3 性・年齢・職業・同居人の有無別に見た概要

富良野市の自殺者数の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による割合を全国と比較すると、男性 40～59 歳の有職者（同居・独居）が一番多く、次いで女性 60 歳以上の無職（同居・独居）です。死亡率が全国と比べて高いのは、男性 40～59 歳の無職者独居となっています。

全国・富良野市の概要



※各区分の自殺率の母数とした推定人口については、平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

4 富良野市の自殺の特徴

国から「地域の自殺の特徴」として示された富良野市の自殺の実態（上位5区分）をみると、男性40～59歳有職者（同居・独居）のケースが1位、2位となり全体の35%を占めています。次に女性60歳以上無職者（独居・同居）が3位、4位で30%を占めています。全国と比べて死亡率の高い男性40～59歳の無職者独居は5位となっています。

富良野市の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職者同居	4	20.0%	35.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳有職者独居	3	15.0%	99.8	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
3位:女性60歳以上無職者独居	3	15.0%	69.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職者同居	3	15.0%	22.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職者独居	2	10.0%	875.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

5 富良野市の自殺の特性の評価と重点施策について

富良野市における自殺の特徴の性・年代別等の特性と国から示された「背景にある主な自殺の危機経路」から、以下の通り評価されます。そのため、富良野市は「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」への支援を重点的に取り組むべき重点施策とします。

富良野市の自殺の特性の評価

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ¹⁾	17.0	—	男性 ¹⁾	25.3	—
20歳未満 ¹⁾	0.0	—a	女性 ¹⁾	9.7	—
20歳代 ¹⁾	10.1	—a	若年者(20~39歳) ¹⁾	8.5	—
30歳代 ¹⁾	7.4	—	高齢者(70歳以上) ¹⁾	31.7	★★a
40歳代 ¹⁾	32.2	★★a	勤務・経営者 ²⁾	23.1	★★a
50歳代 ¹⁾	32.0	★★a	無職者・失業者 ²⁾	24.3	—
60歳代 ¹⁾	0.0	—	ハイリスク地 ³⁾	115%/+3	—
70歳代 ¹⁾	20.7	—	自殺手段 ⁴⁾	35%	—
80歳以上 ¹⁾	46.5	★★★a			

- 1) 自殺統計にもとづく自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 2) 特別集計にもとづく20~59歳を対象とした自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地(%)とその差(人)。自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく縊首以外の自殺の割合(%)。

【指標についての注釈】

- ・「高齢者」の自殺率では、70歳以上(70歳代と80歳以上の合算)の自殺率とそのランクを示しています。
- ・「ハイリスク地指標」は、住民(住居者)以外の自殺の多さの目安です。

○ランクの標章

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10~20%
★	上位20~40%
—	その他
**	評価せず

※市区町村について全国市区町村に対するランクを評価した。

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

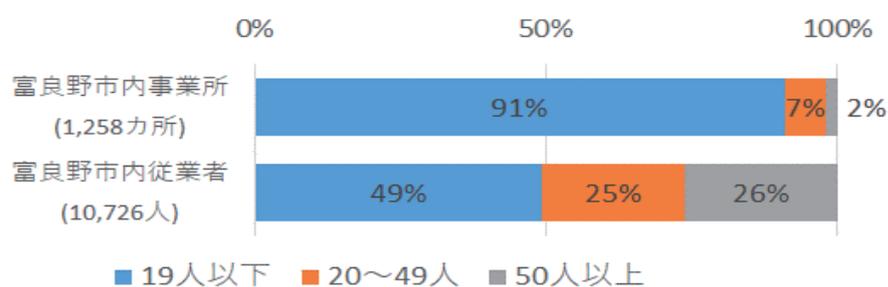
■勤務・経営者関連資料

富良野市の有職者の自殺の内訳（H24～28 合計、性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	4	44.4%	21.4%
被雇用者・勤め人	5	55.6%	78.6%
合計	9	100.0%	100.0%

・富良野市では、自営業・家族従事者の自殺割合が全国より高い割合となっています。

富良野市の事業所規模別事業所／従業者割合（H26 経済センサス-基礎調査）



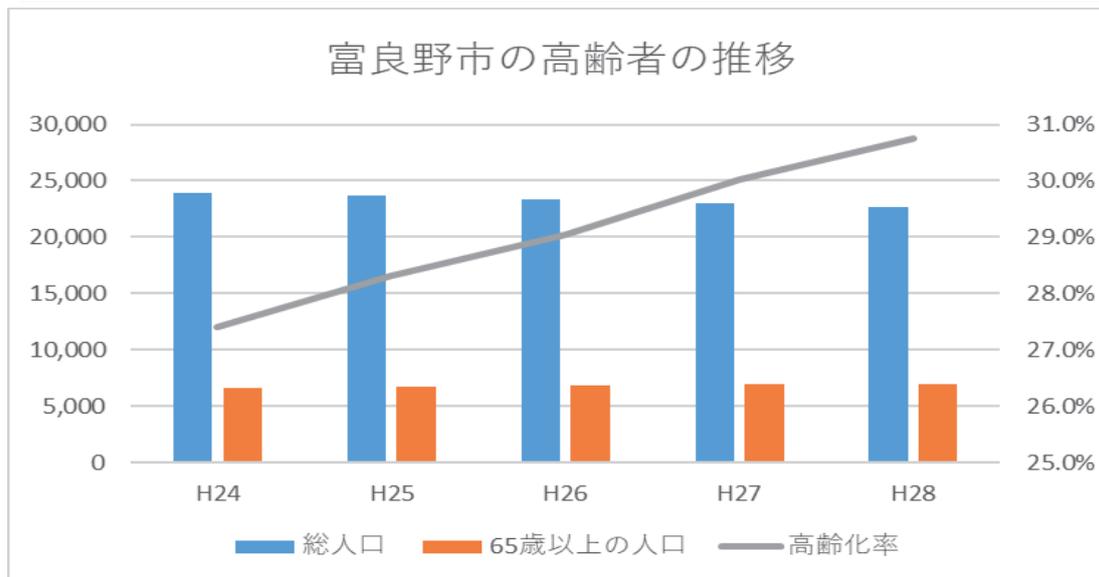
	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	1,258	753	238	152	51	37	14	11	2
従業者数	10,726	1,573	1,585	2,126	1,201	1,437	934	1,870	-

・労働者数50人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

■高齢者関連資料

富良野市の高齢者数の推移（住民基本台帳、人）

	H24	H25	H26	H27	H28
総人口	23,908	23,654	23,361	23,017	22,696
65歳以上の人口	6,554	6,699	6,786	6,910	6,978
高齢化率	27.4%	28.3%	29.0%	30.0%	30.7%



・富良野市の総人口は、毎年減少しています。一方、65歳以上の人口及び高齢化率は増加、上昇しています。

富良野市の60歳以上の自殺の内訳（H24～28 合計）

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	1	0	12.5%	0.0%	15.2%	6.0%
	80歳以上	1	0	12.5%	0.0%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%
	70歳代	1	1	12.5%	12.5%	9.1%	3.7%
	80歳以上	2	2	25.0%	25.0%	7.4%	3.2%
合計		8		100%		100%	

※高齢者（65歳以上）の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示した。

・富良野市では、同居人の有無に関係なく、80歳以上の女性の自殺が多い状況です。

■生活困窮者関連資料

生活困窮者自立相談支援事業（H26～事業開始、件）

	H26 ※10～3月、モデル事業	H27	H28	H29
相談延べ件数	78	247	327	362
相談実件数	13	51	39	49

・生活困窮者自立支援法が平成 27 年度から施行され、富良野市では、生活困窮者の総合的な支援を行う事で、自立に向けた取り組みを実施しています。

富良野市の生活保護相談、生活保護開始世帯の理由と件数

		H25	H26	H27	H28	H29	
相談延べ件数		55	53	65	72	48	
内 訳 (開 始 理 由)	開始世帯理由と件数	合計	32	31	20	36	32
	傷病		3	4	5	9	3
	要介護状態		2	1	1	5	2
	稼働員の死別						1
	稼働員の離別		5	1	1	1	1
	失業	定年等	1	4	6	5	3
		解雇等					1
	高齢収入減		1	3			
	稼働収入減		1				1
	社会保障減少			1	2	1	1
	預貯金減少		15	16	3	12	18
	仕送り減少		1	1	2		
	その他		3			3	1

・富良野市の生活保護の相談件数は、50～70 件前後で推移しています。保護の開始理由は、預貯金の減少、失業（定年等）、傷病、要介護状態が主な理由となっています。

被保護者数及び世帯数の状況

		H25	H26	H27	H28	H29
被保護人員（人）		322	326	321	316	304
保護率（0/00）	富良野市	13.8	14.0	14.1	13.9	13.6
	全道	31.6	31.5	31.3	30.9	
	全国	16.7	17.1	17.0	16.8	
被保護世帯数	合計	251	257	256	258	256
内訳 （世帯数）	高齢者 （%）	128 (51.0)	136 (52.9)	135 (52.7)	140 (54.3)	148 (57.8)
	母子 （%）	10 (4.0)	5 (2.0)	7 (2.7)	7 (2.7)	7 (2.7)
	傷病 （%）	53 (21.1)	51 (19.8)	49 (19.1)	50 (19.4)	43 (16.9)
	障がい （%）	39 (15.5)	37 (14.4)	38 (14.9)	38 (12.8)	28 (11.0)
	その他 （%）	21 (8.4)	28 (10.9)	27 (10.6)	28 (10.8)	29 (11.5)

・被保護人員は、減少傾向ですが、被保護世帯数は横ばいの傾向です。世帯数の内訳では、高齢者世帯は一貫して増加しており、傷病、障がいは減少傾向です。

富良野市の就学援助（要保護・準要保護）認定者数

		H25	H26	H27	H28	H29
児童生徒数（小学校、中学校）		1,907	1,828	1,752	1,685	1,661
認定者数	合計	390	380	358	364	353
	要保護児童生徒	14	12	13	6	6
	準要保護児童生徒	376	368	345	358	347
認定者数割合（%）		20.5	20.8	20.4	21.6	21.3

※要保護児童生徒とは、生活保護法に規定する要保護のうち、現に保護を受けている者。準要保護児童生徒とは、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮している者。

・富良野市の就学援助（要保護、準要保護児童生徒）の認定者数は、減少傾向ですが、児童生徒数に占める認定者の割合は、横ばいの傾向です。

第3章 自殺対策における取り組み

富良野市の実態や国から提供された「富良野市の自殺の特徴」を踏まえ、自殺対策の取り組みとして以下の5つの基本施策と3つの重点施策で対策を講じていきます。

1 基本施策

(1) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人の自殺のサインに気づく事が重要であり、課題解決の支援につなげる人材を育てるため、必要な研修等の実施及び参加を促します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
ゲートキーパー養成研修	周りの人の異変に気づくこと、また気づいた場合に適切に行動できるよう、様々な分野の方に受講の機会をつくり、ゲートキーパーを養成します。	福祉課
自殺対策に係る相談員等の研修への参加	保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関の担当者が様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に気づき、適切に対応できるように研修等への参加を促します。	福祉課
地域ケア会議	ケアマネージャーと医療機関の相談員、関係機関等が参加し、情報交換や事例検討を行います。	高齢者福祉課
学校教職員等への研修	校内における事例研修等を通して、児童生徒への教育相談や児童生徒理解の在り方の改善を図ります。また、教職員、保護者、地域等を対象に各種研修会の実施に努めます。	学校教育課

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を行う人のことで、言わば「命の門番」と位置づけられます。

(2) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、社会や個人において「生きることの阻害要因」を減らす取り組みだけでなく、「生きることの促進要因」への支援を推進するため、孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所、仲間づくりや医療・福祉の専門員等の積極的な介入による支援を行います。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
地域ふれあい支援事業	家に閉じこもりがちな高齢者がふれあいサロン等の通いの場に通い、地域住民と交流を持つことで社会的孤立を防止し、生きがいづくりや健康保持を図ることを支援します。	高齢者福祉課
高齢者総合相談支援	高齢者の様々な相談を幅広く受け付け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度利用につなぎ支援します。	高齢者福祉課
市民相談支援	市民の日常における悩み事に関する相談を受けます。	市民相談室
DV相談支援	警察等関係機関と連携しながら、相談者の安全確保や問題解決のための助言を行います。	市民協働課
虐待防止、権利擁護	高齢者、障がい者、子どもに対する虐待の防止と権利擁護の支援を行います。	高齢者福祉課 福祉課 こども未来課
育児・健康相談	妊婦及び乳幼児から高齢者まで、健康や育児等に関わる悩みに対し、保健師が相談に対応します。	保健医療課
新生児訪問・乳児全戸訪問事業	第1子及び第2子以降の生後4カ月までの乳児がいる家庭に、心身ともに健全な生活を支援するため、保健師が訪問支援を行います。	保健医療課
乳幼児健診（相談）事業	4カ月児、7カ月児、1歳6カ月児、3歳児への医師の診察、成長発達の確認等と保護者への育児相談等を行います。	保健医療課
働く世代への健康講座	市内事業所等の要望に応じ、出前講座等で心の健康についての情報提供等を実施します。	保健医療課
被災者に対する支援	災害時における被災者の生活上の不安や悩みに対する各種相談支援及び保健・医療に関する保健指導等を実施します。	総務課 保健医療課

(3) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が連携する必要がある、市全体の課題と捉え、庁内及び関係機関と連携しネットワークの強化を図ります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
富良野地域自殺予防対策連絡会議	富良野保健所において、富良野地域における自殺予防対策に関し、各機関等と情報を共有するとともに、相互の連携・協力により、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を行います。	福祉課 保健医療課
富良野地方精神保健協会	富良野地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発と精神障害者や家族の活動支援等を行います。	福祉課
住民支え合いマップ事業	民生委員児童委員が中心となって住民支え合いマップを作成し、地域で情報を共有することにより、常日頃からの見守りや声掛け等に活用し、要援護者の孤立化の防止や地域住民とのつながりを築きます。	福祉課
富良野地域・職域連携推進協議会との連携	富良野保健所が設置している協議会の会議において、こころの健康づくりの必要性や自殺予防対策について、商工会議所等の職域と情報共有を図り、どのような対策が必要なのか検討します。	保健医療課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。	こども未来課
災害時における関係機関等との連携	災害時における被災者の支援のため、防災関係機関や自主防災組織との連携を推進します。	総務課

(4) 住民への啓発と周知

富良野市の自殺対策の取り組みを広く市民に周知するため、国や道が定める9月の予防週間や3月の強化月間に合わせて、啓発活動を実施します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
自殺予防の普及啓発	一般市民を対象に自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、ポスターの掲示や心の健康及び自殺予防の正しい知識の習得のため、研修を実施します。	福祉課
広報、ホームページ等による情報発信	広報やホームページ、パンフレット等を用いて自殺予防に係わる情報発信を行います。	福祉課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童生徒が、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い段階で身に付けておくことが重要です。また、児童生徒へのSOSの出し方に関する教育や、大人や子ども同士がSOSに気づき適切な対応ができるよう、必要な取り組みを行います。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
いじめ ZERO の取り組み	家庭や地域社会と連携して、いじめ ZERO を目指すとともに、校内における相談体制の充実を図ります。	学校教育課
豊かな心を培う教育	道徳教育やコミュニケーション教育、子どもの主体的な取り組みを推進し、家庭や地域社会と連携して、子どもの豊かな人間性を育む教育を行います。	学校教育課
児童生徒等に対する支援情報の提供	児童生徒に対し、いじめやネット上のトラブル等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意喚起や、地域等での相談先の情報を掲載したパンフレットを配布します。	学校教育課
児童生徒、教職員及び保護者等への相談体制の充実	不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスクを抱える児童生徒の早期発見と適切な対応を図るために、子どもと親の相談員、スクールカウンセラーを市内小中学校に派遣します。	学校教育課
家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	子どもと家庭の悩みなど日常生活全般の困りごとやひとり親家庭に対する支援を行っています。	こども未来課

2 重点施策

(1) 勤務・経営者への支援

国の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い社会の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられており、過労自殺を含む過労死等の防止及び長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策、経営者に対する相談事業の実施等に関係団体と連携を図りながら進めていく必要があります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
メンタルヘルス対策・ハラスメント対策	ほっかいどう働き方改革支援センターでは、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、就業環境の整備に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)設置しています。電話相談やポータルサイトの紹介を広報等で周知します。	商工観光課
「こころの健康相談」の周知・紹介	富良野保健所では、こころの悩みを持った方や家族に精神科医や保健師による健康相談を行っています。開催日時を広報等で周知します。	保健医療課
自殺予防研修会	一般市民を対象に3月の自殺対策強化月間に合わせ、自殺予防のための研修を行います。	福祉課
勤労者教養講座	勤労者の健康維持増進や教養向上のため、交流の場として講座を開設しています。	ふれあいセンター

●評価指標

評価項目	現状	2023年までの目標値	担当部署等
メンタルヘルス対策・ハラスメント対策	広報ふらのに 年1回の掲載	広報ふらのに 年1回の掲載	商工観光課
「こころの健康相談」の 広報掲載	お知らせ版に掲載 毎月	お知らせ版に掲載 毎月	保健医療課
自殺予防研修会	1回/年の実施	1回/年以上の実施	福祉課
ゲートキーパー養成講座	—		
研修・講習のアンケート で「自殺に対する理解が 深まった」と回答した人 の割合	—	それぞれ60%以上	福祉課
勤労者教養講座	8講座/前期 8講座/後期	8講座/前期 8講座/後期	ふれあいセ ンター

(2) 高齢者への支援

高齢者は高齢者特有の課題から閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことに加え、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。健康不安に対する支援や地域における要介護者に対する支援、社会参加の強化と孤独・孤立の予防等、包括的な支援のための連携を行います。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
ふれあいサロン・ミニサロン	地域のコミュニティーセンター等を利用し、家に閉じこもりがちな高齢者が気軽に集まれるサロンです。町内会や地域の民生委員、ボランティア等の協力を得て開設しています。市では社会福祉協議会と連携し取り組みの支援を行います。	高齢者福祉課
高齢者総合相談支援	高齢者の様々な相談を幅広く受け付け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度利用につなぎ支援します。	高齢者福祉課
ことぶき大学	高齢者が地域活動への参加や健康づくり・ボランティア活動・世代間交流などの社会参加活動を促進する学びの場として開設しています。	社会教育課
ふれあいセンター事業	「老人クラブ活動への補助」「高齢者福祉バス運行」等による老後支援のほか、健康維持増進や教養向上のため「生きがい教室」等を実施しています。	ふれあいセンター

●評価指標

評価項目	現状	2023年までの目標値	担当部署等
ふれあいサロン（運営支援）	17箇所	（2020年度）* 18箇所	高齢者福祉課
ミニサロン（運営支援）	12箇所	（2020年度）* 20箇所	高齢者福祉課
高齢者総合相談支援	相談延件数 1,700件	（2020年度）* 相談延件数 1,700件	高齢者福祉課
生きがい教室	6講座／年	6講座／年	ふれあいセンタ ー

*第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間

(3) 生活困窮者への支援

生活困窮者は、経済的困窮に加えて様々な問題を抱えていることが多く、関係機関の相談支援と生活困窮者自立支援事業とを連動することで、自殺を防ぐ対策を進めます。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
日常生活なんでも相談	市民の日常における様々な問題に対して相談を受け、必要に応じ関係する機関・部署と連携・協力し対応します。	市民相談室
ふれあい相談	福祉の資格を持った専門の相談員が相談者の課題を整理し、一緒に解決策を考え、福祉サービスの利用の調整や関係機関への案内を行います。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、様々な支援を一体的、計画的に行います。	福祉課
住居確保給付金事業	離職又は自営業を廃業した方で、住居を喪失又はそのおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供していきます。	福祉課
就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を最長で1年間計画的かつ集中的に支援し、生活困窮者の就労促進を図ります。	福祉課
家計相談事業	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を図り、多重債務などから生活再建を図ります。	福祉課
民生委員活動	地域の様々な生活上の問題に対して相談に応じ、必要があれば関係機関や各種社会資源の利用につなげます。	福祉課
消費生活相談	高齢者を狙う悪質商法などの防止の啓発を行うとともに、消費生活相談があった場合には情報提供や斡旋解決を行います。	市民協働課
就学援助	要保護児童生徒に対し、修学旅行費・医療費を補助、準要保護児童生徒に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・体育実技用具費・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・医療費・学校給食費・PTA会費を補助し、教育環境の充実を図ります。	学校教育課

●評価指標

評価項目	現状	2023年までの目標値	担当部署等
各種相談支援等の市民への周知	広報・ホームページ等に掲載	広報・ホームページ等に 掲載 1回/年以上（更新）	市民相談室 福祉課 市民協働課

第4章 計画の進行管理

自殺対策には、様々な問題や複合的な要因が背景にあるため、即効性のある施策はないとされており、中長期的な視点に立ち継続的に取り組む必要があります。

富良野市では、行政、各関係機関・団体などが協働し、あらゆる立場から取り組みを進めるために富良野保健所の「富良野地域自殺予防対策連絡会議」の構成機関として連携・協力し、共に自殺対策の推進に取り組みます。

この計画の推進に関わる「富良野市自殺対策計画策定委員会」において庁内で横断的に取り組みを共有し、計画期間の中間年で評価指標における目標値の確認評価を行い、最終年度には次期計画に反映させるための総合的な評価を行うこととします。

○ 資料編

1 策定経過

1 策定経過

年 月	策 定 経 過
平成 30 年 8 月	○富良野市自殺対策計画策定委員会設置要綱の制定
10 月	○富良野市自殺対策計画素案作成 ○第 1 回富良野市自殺対策計画策定委員会・実務者会議 委員長選出 計画策定の趣旨及び素案、スケジュールについて説明
11 月	○第 2 回富良野市自殺対策計画実務者会議 自殺対策計画の素案（基本施策及び重点施策）の協議
12 月	○第 2 回富良野市自殺対策計画策定委員会 自殺対策計画の素案の審議
平成 31 年 1 月	○市民パブリックコメントを実施 （募集期間 1 月 7 日から 1 月 28 日）
3 月	○計画策定

2 富良野市自殺対策計画策定委員会

(1) 富良野市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する富良野市自殺対策計画の策定及び推進を目的に富良野市自殺対策計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 策定委員会の委員には、別表1の職にあるものをもって構成する。

(委員長)

第3条 策定委員会の委員長には保健福祉部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(実務者会議)

第5条 策定委員会の運営を円滑に推進するために実務者会議を置く。

2 実務者会議は、別表2の職にあるものをもって構成する。

3 実務者会議は、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉部福祉課及び保健医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月14日から施行する。

別表1 策定委員会

	職 名
委員長	保健福祉部長
委員	高齢者福祉課長
委員	総務課長
委員	市民相談室長
委員	市民協働課長
委員	ふれあいセンター所長
委員	商工観光課長
委員	学校教育課長
委員	社会教育課長
委員	こども未来課長

別表2 実務者会議

職 名
福祉課福祉係長
福祉課保護係長
高齢者福祉課地域包括支援センター係長
高齢者福祉課介護企画係長
総務部総務係長
総務部職員係長
市民相談室相談員
市民協働課自治・交通・消費係長
ふれあいセンターふれあいセンター係長
商工観光課商工労働係長
学校教育課学務係長
社会教育課社会教育係長
こども未来課こども未来係長

(2) 富良野市自殺対策計画策定委員会委員名簿

・策定委員会

氏名	職名	備考
若杉 勝博	保健福祉部長	委員長
井口 由理恵	保健福祉部高齢者福祉課長	
今井 顕一	総務部総務課長	
関澤 博行	市民生活部市民相談室長	
安西 義弘	市民生活部市民協働課長	
竹下 幸志	市民生活部ふれあいセンター所長	
本田 寛康	経済部商工観光課長	
佐藤 清理	教育委員会学校教育課長	
吉田 等	教育委員会社会教育課長	
山本 将誉	教育委員会こども未来課長	

・実務者会議

氏名	職名	備考
菅原 修一	保健福祉部福祉課福祉係長	
墓田 将之	保健福祉部福祉課保護係長	
木村 千加	保健福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター係長	
堀口 恵美	保健福祉部高齢者福祉課介護企画係長	
菅原 誠	総務部総務課総務係長	
川崎 弘美	総務部総務課職員係長	
長沢 和之	市民生活部市民相談室相談員	
大井 泰也	市民生活部市民協働課自治・交通・消費係長	
鵜飼 敏行	市民生活部ふれあいセンター ふれあいセンター係長	
澤田 圭一	経済部商工観光課商工労働係長	
猪股 俊弘	教育委員会学校教育課学務係長	
奥田 俊二	教育委員会社会教育課社会教育係長	
西出 和子	教育委員会こども未来課こども未来係長	

・事務局

氏 名	職 名	備 考
西尾 喜裕	保健福祉部福祉課長	
稲葉 久恵	保健福祉部保健医療課長	
多田 牧子	保健福祉部福祉課福祉相談支援係長	
村山 純子	保健福祉部保健医療課健康推進係長	
武井 伯匡	保健福祉部福祉課福祉相談支援係	
奥田 由紀	保健福祉部保健医療課健康推進係主査	

3 富良野市自殺対策計画に関する市民意見など

富良野市自殺対策計画（案）について、市民意見の募集（パブリックコメント）を平成31年1月7日から28日まで実施したところ、意見の提出はありませんでした。

・意見の募集結果

募集期間	平成31年1月7日（月）～平成31年1月28日（月）
提出者数	0名
提出件数	0件

富良野市自殺対策計画

2019（平成 31）年 3 月発行

発 行 富良野市

編 集 富良野市 保健福祉部 福祉課、保健医療課

〒076-0018 富良野市弥生町 1 番 3 号 総合保健センター

Tel : 0167-39-2211（福祉課）、39-2200（保健医療課）

E-mail : fukushika@city.furano.hokkaido.jp

hoken-ka@city.furano.hokkaido.jp
